

水 產 林 務 部

目 次

＜水産林務部＞

水産局 水産振興課

- 水産業振興構造改善事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 113
- とど被害防止対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 114
- 水産基盤整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 114

水産局 漁港漁村課

- 水産基盤整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 114
- 漁港漁村環境整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 115
- 漁港漁村整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 115
- 漁港漁村活性化対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 115

林務局 林業木材課

- 林業・木材産業構造改革事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 116
- 合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業・・・・・・・・・・・・ 116

林務局 森林計画課

- 森林整備地域活動支援交付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 117

林務局 森林整備課

- 森林整備事業（造林事業）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 118
- 豊かな森づくり推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 121
- 苗木安定供給推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 121
- クリーンラーチ苗木早期増産対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 122
- 森林保護事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 122
- エゾシカ森林被害防止強化対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 122
- 森林整備事業（林道事業）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 122
- 林業・木材産業生産基盤強化対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 130
- 北海道低コスト再造林対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 131
- 林道施設災害復旧事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 131

林務局 治山課

- 小規模治山事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 132
- 林地崩壊防止事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 132
- 災害関連山地災害危険地区対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 132

森林環境局 森林活用課

- 森林・山村多面的機能発揮対策推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 133

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債(参考)	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
水産業振興構造改善事業	市町村 漁業協同組合等	水産関係地方公共団体交付金等 交付要綱等(国)	市町村等が行う次に掲げる施設整備とする 1 増養殖施設整備事業 ・養殖施設（養殖施設再配置を含む） ・種苗生産施設（養殖用種苗用等、所得向上を目的とした種苗生産施設） ・地下水取水施設 ・種苗生産施設（さけ・ます資源及び内水面水産資源を除く資源の増大を目的としたもの） ・上記の附帯施設 2 漁業共同利用施設整備事業 ・荷さばき施設 ・鮮度保持施設 ・作業保管施設 ・加工処理施設 ・海水処理施設 ・蓄養施設 ・漁獲物運搬施設 ・漁船保全修理施設 ・漁業作業等軽労化機能整備 ・燃油補給施設 ・省エネルギー型施設機能整備 ・小規模漁場施設 ・その他、浜の活力再生プランで必要となる施設 ・水産廃棄物等処理施設 ・密漁等監視施設 ・水産情報高度利用施設 ・衛生環境強化機能整備 ・漁業研修等施設 ・水産資源評価・管理のための電子化推進施設・機能整備 ・再生可能エネルギー利用施設・機能整備 ・上記の附帯施設 3 加工流通共同利用施設整備事業 ・荷さばき施設 ・鮮度保持施設 ・加工処理施設 ・廃棄物等処理施設 ・加工流通作業等軽労化機能整備 ・衛生環境強化機能整備 ・水産資源評価・管理のための電子化推進施設・機能整備 ・再生可能エネルギー利用施設・機能整備 ・その他、浜の活力再生プランで必要となる施設 ・上記の附帯施設 4 水産業競争力強化緊急施設整備事業 ・養殖用種苗生産施設 ・養殖施設（養殖施設再配置を含む） ・漁獲物運搬施設 ・荷さばき施設 ・省エネルギー型施設機能整備 ・漁場底質改善 ・つきいそ ・放流用種苗生産施設 ・さけ・ます種苗生産等施設 ・種苗中間育成施設 ・病害汚染防止施設 ・加工処理施設 ・再生可能エネルギー利用施設・機能整備 ・海業支援施設 ・作業保管施設 ・海水処理施設 ・漁船保全修理施設 ・水産作業等軽労化機能整備 ・船舶離発着施設 ・岸壁等の軽労化施設 ・密漁等監視施設 ・燃油補給施設 ・深層水等利活用施設 ・鮮度保持施設 ・水産廃棄物等処理施設	1/3 ~ 5.5/10			4.5/10 ~ 2/3	市町村が事業主体の場合は一般補助施設等債 75% 市町村が上乗せ補助を行う場合は一般単独事業債 75%		予算補助
				1/2 ~ 5.5/10			4.5/10 ~ 1/2			

			<ul style="list-style-type: none"> ・養殖場環境管理施設 ・水産情報高度利用施設 ・衛生環境強化機能整備 ・地下水取水施設 ・水産資源評価・管理のための電子化推進施設・機能整備 ・その他、浜の活力再生広域プランで必要となる施設 ・上記の附帯施設 						
とど被害防止対策事業	市町村 漁業協同組合等	とど被害防止対策事業実施要領(道)	沿岸漁場の水域においてとどの駆除等を行い、漁場環境の保全を図るため、予算の範囲内で補助する	1/2 1/2	1/2	1/2			予算補助 税源移譲
水産基盤整備事業	市町村 漁業協同組合等	水産物供給基盤整備事業等実施要領等(国) 農山漁村地域整備交付金交付要綱等(国)	水産基盤整備事業 1 水産環境整備事業(水域環境保全) 事業費 1,000万円以上 2 水産生産基盤整備事業(水域環境保全) 同上 農山漁村地域整備交付金 1 水域環境保全創造事業 事業費 1,000万円以上	5/10 (1/10)	5/10 (4/10)			https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ssk/ensei3.html	予算補助 ()内は事業主体が市町村かつ計画事業費1億円以上の場合

所管部課名 水産林務部 水産局 漁港漁村課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助(貸付・交付)基準等	補助(交付)率等				地方債(参考)	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
水産基盤整備事業	市町村 水産業協同組合	漁港漁場整備法 水産基盤整備事業補助金交付要綱等(国) 農山漁村地域整備交付金交付要綱等(国)	1 係留施設 漁港漁場整備法第3条第1号の口に掲げる岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、棧橋、浮桟橋及び船揚場並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なもの ただし、水産業協同組合が実施する場合は特定漁港漁場整備事業計画に基づき整備するものに限る 2 漁獲物の処理、保蔵及び加工施設 特定漁港漁場整備事業で水産物集出荷機能集約・強化対策事業実施要領に基づく事業により整備される水産物の衛生管理に対応した荷さばき所(これに附帯する施設を含む)、製氷、冷凍及び冷蔵施設並びに加工場	6/10 1/2		4/10 1/2			法律補助 予算補助	

漁港漁村環境整備事業	市町村	農山漁村地域整備交付金交付要綱等（国） 漁港漁村環境整備事業交付金交付要領（道）	市町村が行う次に掲げる施設整備とする。 1 漁港環境整備事業 (1) 緑地 (2) 防災施設 (3) 用地整備 (4) その他施設 2 漁業集落環境整備事業 (1) 衛生関連施設 ア 漁業集落排水施設整備 イ 水産飲雑用水施設整備 ウ 地域資源活用基盤施設整備 エ 用地整備 (2) 防災関連施設整備 ア 漁業集落道整備 イ 防災安全施設整備 ウ 緑地・広場施設整備 エ 土地利用高度化再編整備 オ 用地整備 3 漁村再生交付金事業 (1) 漁港施設整備 (2) 漁場造成環境保全創造 (3) 漁港環境施設整備 (4) 漁業集落環境 (5) 地域創造型整備	1 / 2 6 / 10		1 / 2 4 / 10		https://www.maff.go.jp/j/study/other/e_mura/omori/n-koufukin.html （一部事業のみ）	予算補助
漁港漁村整備事業	市町村	水産基盤整備事業補助金交付要綱等（国）	市町村が行う次に掲げる施設整備とする。 1 水産物供給基盤整備事業 （港湾背後地区における衛生管理型産地市場、製氷施設及び加工施設（冷凍施設に限る）の整備） 2 水産基盤整備調査事業 3 漁村整備事業	1 / 2 ~ 2 / 3		1 / 2 ~ 1 / 3		https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_t_hema/sub41.html （一部事業のみ）	予算補助
漁港漁村活性化対策事業	市町村 水産業協同組合等	水産関係地方公共団体交付金等交付要綱等（国） 漁港機能増進事業補助金交付要綱等（国） 漁港漁村活性化対策事業補助金交付要領（道）	市町村等が行う次に掲げる施設整備とする 1 漁港漁場機能高度化目標 (1) 漁港漁場の高度利用のための整備 ア 利用向上施設 イ 環境改善施設 ウ 機能改善施設 (2) 付加価値創造型漁業地域づくりのための整備 ア 自然エネルギー利用施設 イ 地域資源活用施設 (3) 付加価値創造型漁業地域づくりのための整備（ソフト事業） 2 漁港防災対策支援事業 (1) 施設整備事業（ハード事業） ア 津波漂流防止施設 イ 避難施設 ウ 異常気象情報観測施設 エ 異常気象監視施設 オ 防災情報伝達施設 カ 災害時援助施設 キ 緊急時物資等輸送施設 ク 非常用電源施設 ケ 既存の共同利用施設の耐震化・耐浪化 コ アからケの附帯施設 (2) 防災対策推進事業（ソフト事業） 3 水産業競争力強化緊急施設整備事業 (1) 深層水等利活用施設 (2) 非常用電源施設	1 / 2		1 / 2		https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/koufukin/index.html （一部事業のみ）	予算補助

		<p>4 漁港機能増進事業及び水産業競争力強化漁港機能増進事業</p> <p>(1) 省力化・軽労化・就労環境改善に資する施設</p> <p>(2) 有効活用促進に資する施設</p> <p>(3) 安全対策向上・強靱化に資する施設</p> <p>(4) 資源管理・流通高度化に資する施設</p>	<p>7 / 10</p> <p>~</p> <p>8 / 10</p>	<p>3 / 10</p> <p>~</p> <p>2 / 10</p>
		<p>外郭施設</p>	<p>6 / 10</p>	<p>4 / 10</p>
		<p>係留施設</p>	<p>5.5 / 10</p>	<p>4.5 / 10</p>
		<p>輸送施設・漁港施設用地</p>	<p>1 / 2</p>	<p>1 / 2</p>
		<p>その他施設・増殖及び養殖用施設・漁獲物の処理、保蔵及び加工施設又は漁港浄化施設</p>		

所管部課名 水産林務部 林務局 林業木材課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
林業・木材産業構造改革事業	市町村 森林組合 林業者等の組織する団体 木材関連業者等の組織する団体 など	<p>森林・林業・木材産業グリーン成長総合補助金等交付等要綱（国）</p> <p>林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（国）</p>	<p>1 安定供給体制の整備推進及び林業経営体の育成</p> <p>(1) 高性能林業機械等の整備</p> <p>①林業機械作業システム整備</p> <p>②効率化施設整備</p> <p>③活動拠点施設整備</p> <p>④林業機械リース支援</p> <p>(2) 高性能林業機械整備附帯事業</p> <p>2 木材利用及び木材産業体制等の整備推進</p> <p>(1) 特用林産振興施設等の整備</p> <p>(2) 特用林産振興施設等整備附帯事業</p> <p>(3) 木材加工流通施設等の整備</p> <p>①木材加工流通施設整備</p> <p>②森林バイオマス等活用施設整備</p> <p>(4) 木材加工流通施設等整備附帯事業</p> <p>(5) 木造公共建築物等の整備</p> <p>(6) 木造公共施設整備附帯事業</p> <p>(7) 木質バイオマス利用促進施設の整備</p> <p>①未利用間伐材等活用機材整備</p> <p>②木質バイオマス供給施設整備</p> <p>③木質バイオマスエネルギー利用施設整備</p> <p>(8) 木質バイオマス利用促進施設整備附帯事業</p>	<p>3.75%</p> <p>~</p> <p>1 / 2</p>		<p>事業費から補助額を差し引いた額</p>			予算補助	
合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業	市町村 森林組合 林業者の組織する団体 木材関連業者等の組織する団体 など	<p>合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱（国）</p> <p>合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策事業実施要領（国）</p>	<p>1 木材産業の体質強化対策</p> <p>(1) 木材加工流通施設等整備（大規模・高効率タイプ）</p> <p>①木材加工流通施設整備</p> <p>②ストックヤード整備</p> <p>(2) 木材加工流通施設等整備（低コストタイプ）</p> <p>①木材加工流通施設整備</p> <p>②ストックヤード整備</p> <p>(3) 木材加工流通施設等整備（供給力強化）</p> <p>①木材加工流通施設整備</p> <p>②ストックヤード整備</p> <p>(4) 品目転換施設整備</p> <p>(5) 木材加工流通施設等整備・品目転換施設整備附帯事業</p> <p>(1)～(4)の施設整備導入の効率的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、実践的知識及び技術の習得活動等</p>	<p>1 / 2</p> <p>以内</p>		<p>事業費から補助額を差し引いた額</p>		<p>定額 （林野庁長官が定める）</p> <p>事業費から補助額を差し引いた額</p>	予算補助	

		<p>2 原木の生産基盤整備・低コスト安定供給対策</p> <p>(1) 間伐材生産</p> <p>①間伐材の生産（不用木の除去、不良木の淘汰（育成しようとする本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう）、支障木やあばれ木等の伐倒、造材、集材、搬出集積、積込、原木仕分け、その他附帯施設整備）の実施 ※搬出材積に占める計画対象施設への間伐材供給量の割合は5割以上又は過去の実績以上を原則</p> <p>②里山林の整備（不用木・被害木の除去（侵入竹を含む。）、不良木・被害木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。）、支障木やあばれ木等の伐倒、造材、集材、搬出集積、積込箇所、その他附帯施設整備箇所、松枯れ又はナラ枯れ被害地においては、これらのほか、薬剤処理費、破碎費、地拵え費、苗木代、植付け費）</p> <p>③関連条件整備活動（①又は②と一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等、森林作業道の整備、鳥獣害防止施設、その他）</p> <p>(2) 路網整備・機能強化</p> <p>①林業専用道（規格相当）整備</p> <p>②森林作業道整備</p> <p>③機能強化</p> <p>④関連条件整備活動（対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等）</p> <p>(3) 高性能林業機械等の整備</p> <p>(4) 造林</p> <p>①人工造林</p> <p>②下刈り</p> <p>③関連条件整備活動（①又は②と一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等）</p> <p>(5) コンテナ苗生産基盤施設等の整備</p> <p>①コンテナ苗生産基盤施設等整備</p> <p>(ア) コンテナ苗生産基盤施設等</p> <p>(イ) コンテナ苗生産機械器具</p> <p>(ウ) コンテナ苗生産資材</p> <p>②普通苗生産基盤施設等整備</p>	<p>基準に基づき知事が定める)</p> <p>定額 (林野庁長官が定める基準に基づき知事が定める)</p> <p>定額 1/2 以内</p> <p>定額 (林野庁長官が定める基準に基づき知事が定める)</p> <p>定額 1/2 以内</p>	<p>事業費から補助額を差し引いた額</p> <p>事業費から補助額を差し引いた額</p> <p>事業費から補助額を差し引いた額</p> <p>事業費から補助額を差し引いた額</p>			
--	--	---	--	---	--	--	--

所管部課名 水産林務部 林務局 森林計画課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
森林整備地域活動支援交付金	市町村 市町村長と締結する協定に基づき地域活動を行う者	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（国） 林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（国）	<p>1 森林経営計画作成促進に対する支援 (交付額（上限）8,000円/ha・30,000円/ha・38,000円/ha)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林情報の収集 ・森林調査 ・合意形成活動 ・不在村森林所有者への働きかけ (交付額に加算（上限）14,000円/ha) <p>2 森林境界の明確化に対する支援 (交付額（上限）・45,000円/ha)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林境界の測量 ・森林境界測量の精度向上 (交付額に加算（上限）10,000円/ha) ・リモートセンシングデータを活用した森林境界の測量 (交付額に加算（上限）17,000円/ha) ・不在村森林所有者の現地立会 (交付額に加算 13,000円/ha) ・森林境界案の作成 (交付額（上限）40,000円/ha) 	1/2	1/4	1/4		https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srk/156219.html	予算補助令和5年度の内容	

			3 森林所有者の探索 森林所有者の探索を行った森林 (交付額(上限) 5,000円/ha)	1/2	1/4	1/4			
			4 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備 に対する支援 (交付額(上限) 40,000円/ha) ・作業路網の改良活動	1/2	1/4	1/4			
			5 上記に係る市町村での推進事務 ・地域説明会の開催 ・協定の作成指導 ・確認事務 ・交付事務	1/2		1/2			

所管部課名 水産林務部 林務局 森林整備課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助(貸付・交付)基準等	補助(交付)率等				地方債(参考)	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
森林整備事業(造林事業)	市町村	森林法								法律補助
1 森林環境保全整備事業	森林所有者 森林組合等	森林環境保全整備事業実施要綱(国)	1 事業内容 (1)人工造林 (2)樹下植栽等 (3)下刈り (4)倒木起こし (5)枝打ち (6)除伐 (7)保育間伐 (8)間伐 (9)更新伐 (10)付帯施設等整備 鳥獣害防止施設等整備 (11)森林作業道整備 (1)~(9)の施業と一体的に実施	3/10	1/10	6/10				
(1) 森林環境保全直接支援事業	森林整備法人等 特定非営利活動法人等	森林法施行令第11条第8号に規定する団体	2 事業規模等 1の(1)~(9)については、1施行地0.1ha以上 上記に加え、間伐及び更新伐については、施行地の搬出材積が10m ³ /ha以上	3/10	2/10	5/10				
	森林経営計画の認定を受けた者									
	特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者									
	森林法第10条の10第2項に規定する要間伐森林に係る森林法第10条の11の4第1項に規定する知事の裁定を受けた者									
	森林経営管理法第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者									
(2) 特定森林再生事業	市町村	森林法	1 事業の区分 (1)森林緊急造成 事業主体が自ら所有する森林以外で実施するもので、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結することが必要	3/10	1/10	6/10				
	森林整備法人等	森林環境保全整備事業実施要綱(国)	市町村は、所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した森林、森林経営管理法の規定により市町村が経営管理権の設定を受けた森林、又は、寄付や分取林契約解除等により公有化した森林で実施する場合(事業主体が自ら所有する森林のうち、これらの施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであって、激甚災害(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の激甚災害をいう)による被害の復旧を行う森林で実施する場合を含む)に限る	3/10	2/10	5/10				
	森林組合等		(2)被害森林整備 事業主体が自ら所有する森林以外で実施するもので、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結することが必要							
	特定非営利活動法人等		森林経営計画策定者は、当該者が策定した計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に							
	民間事業者									
	森林経営計画策定者(被害森林整備に限る)									
	森林所有者(被害森林整備に限る)									

<p>2 農山漁村地域整備交付金事業</p> <p>(1) 森林空間総合整備事業</p>	<p>市町村</p> <p>①市民参加型森林整備（行政支援タイプ） 市町村（市民主導タイプ） 森林経営計画の認定</p>	<p>森林法</p> <p>農山漁村地域整備交付金実施要綱（国）</p>	<p>限る 森林所有者は、地方公共団体と協定を締結し、被害木の伐採、除去、その後の植栽のいずれかの事業を実施する場合に限る</p> <p>市町村は、所有する森林で事業を実施する場合、森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合、又は、森林経営管理法の規定により経営管理権の設定を受けて事業を実施する場合に限る</p> <p>(3) 重要インフラ施設周辺森林整備 事業主体が自ら所有する森林以外で実施するもので、地方公共団体、重要インフラ施設管理者及び森林所有者と協定を締結することが必要 市町村は、所有する森林以外で森林所有者及び重要インフラ施設管理者と協定を締結して実施する場合、又は、事業主体が自ら所有する重要インフラ施設周辺の森林において、自ら所有する森林以外の重要インフラ施設周辺森林整備の施行地と一体的に実施する場合に限る</p> <p>2 事業内容 (1) 人工造林 (2) 樹下植栽等 (3) 下刈り (4) 倒木起こし (5) 枝打ち（被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備に限る） (6) 除伐 (7) 保育間伐（被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備に限る） (8) 更新伐 (9) 付帯施設等整備 鳥獣害防止施設等整備 (10) 森林作業道整備 (1)～(9)の施業と一体的に実施 (11) 森林保全再生整備（被害森林整備に限る）</p> <p>3 事業規模等 2の(1)～(8)については、1 施行地 0.1ha 以上 市町村が自ら所有する森林のうち、他の森林緊急造成の施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであって、激甚災害による被害の復旧を行う森林において行う事業については、補助金の交付申請ごとに、他の森林緊急造成の施行地を除いた施行地の面積の合計が 2.5ha 以上</p> <p>(1) 事業メニュー ①森林環境教育促進整備 ②森林健康促進整備</p> <p>(2) 事業内容 ①全体計画調査 ②共生環境整備 ③付帯施設整備 ④林内歩道等整備 ⑤用地等取得</p> <p>(3) 採択要件 おおむね 50ha 以上のまとまりのある森林（生活環境保全林又は保健・文化機能等維持林に限る）</p> <p>(1) 事業メニュー ①市民参加型森林整備 ア 行政支援タイプ イ 市民主導タイプ ウ 市民開放タイプ</p>	<p>5 / 10 2 / 10 3 / 10</p>	<p>ただし、用地等取得については</p>	<p>5 / 15 1 / 15 9 / 15</p>	<p>5 / 10 2 / 10 3 / 10</p>	<p>ただし、用地等取得については</p>	<p>① 市町村有林の整備については、国の予算等貸付金債（日本政策金融公庫貸付金（公有林整備事業）） 100%</p> <p>② 特定間伐等促進計画に基づく事業の実施または助成に要する経費のうち、総務省</p>	<p>法律補助</p>
--	--	--------------------------------------	--	---------------------------------------	-----------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	-----------------------	---	-------------

	<p>を受けた者 (森林所有者及び森林組合その他の林業事業者を除く) 特定非営利活動法人等</p> <p>(市民開放タイプ) 森林経営計画の認定を受けた者 市町村との森林整備に関する協定を締結した森林所有者</p>		<p>②野生生物共生林整備 (2) 事業内容 ①全体計画調査 (行政支援タイプのみ) ②共生環境整備 ③付帯施設整備 ④林内歩道等整備 ⑤用地等取得 (行政支援タイプ・野生生物共生林整備のみ) (3) 採択要件 1 施行地の面積が0.1ha以上かつ5ha以上のまとまりのある森林 ①市民参加型森林整備 ア 行政支援タイプ 森林所有者、市民グループ及び市町村が締結する市民の森林利用に関する協定に基づき、市民グループが林業体験活動等を行う場所において、市町村等が森林整備を実施する事業 イ 市民主導タイプ 市民グループ (特定非営利活動法人等) 等が森林所有者から受託して森林経営計画を作成し、又は、特定非営利活動法人等が森林所有者等と施業実施協定を締結し、自ら森林の管理・整備を実施する事業 ウ 市民開放タイプ 森林経営計画の地域住民への開示や市町村、市民グループとの協定に基づき所有森林を市民へ開放する森林所有者等が森林整備を実施する事業</p>	5/15	1/15	9/15		<p>令で定める経費については、一般補助施設等整備事業債 (特定間伐等促進対策事業) 100%</p> <p>なお、①による起債の対象となる場合は、②による起債の対象とならない</p>	
<p>(3) 特定森林造成事業</p>	<p>②野生生物共生林整備 市町村 森林所有者 森林組合等 森林整備法人等 特定非営利活動法人等 森林所有者の団体 森林経営計画の認定を受けた者</p>	<p>①特定林地改良 市町村 森林所有者 森林組合等 森林整備法人 森林所有者の団体</p>	<p>(1) 事業内容 ①特定林地改良 森林の生産力の回復又は水田跡地の耕作放棄地等の林地化の促進を目的として、土壌条件の改良及び土壌改良木を含む苗木の植栽等を行う事業 ア 特定林地改良 イ 付帯施設等整備 (林木被害防止施設等整備) ウ 森林作業道 アと一体的に実施 ②耕作放棄地等森林造成 耕作放棄地等の現に森林状態でない箇所を対象に、緊急かつ計画的に森林造成を行う事業 ア 人工造林 イ 樹下植栽等 ウ 下刈り エ オカ カ 枝打ち キ 除伐 ク 保育間伐 ケ 間伐 コ 更新伐 ク 付帯施設等整備 コ 林木被害防止施設等整備 サ 森林作業道 ア～ケの施業と一体的に実施 ③花粉発生源対策促進事業 花粉の少ない森林への転換を目的として、花粉発生源となっているスギ及びヒノキ人工林を対象に、花粉症対策苗木等による植替えを行う事業 ア 花粉発生源植替え イ 付帯施設等整備 ウ 林木被害防止施設等整備 ウ 森林作業道 アの施業と一体的に実施</p>	5/10	2/10	3/10	<p>①特定林地改良 補助金額は、標準経費 (※) に補助率を乗じて求める ※市町村が請負に付して実施した場合は、標準経費と実行経費とのいずれか低い額</p>	<p>②耕作放棄地等森林造成 ③花粉発生源対策促進事業</p>	
	<p>②耕作放棄地等森林造成 市町村</p>	<p>③花粉発生源対策促進事業 市町村 森林所有者 森林組合等 森林整備法人等 特定非営利活動法人等 森林所有者の団体 森林経営計画の認定を受けた者及び特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者</p>	<p>補助金額は、標準経費 (※) に補助率を乗じて求める ※市町村が請負に付して実施した場合は、標準経費と実行経費とのいずれか低い額</p>	3/10	1/10	6/10	<p>補助金額は、標準経費 (※) に査定係数の百分の一と補助率を乗じて求める (査定係数は、実施の形態により180、170または110) ※市町村が請負に付して実施した場合は、標準経費と実行経費とのいずれか低い額</p>		
<p>3 美しい森林づくり基盤整備交付金</p>	<p>市町村 市町村から補助を受けて交付対象事業を実施する者</p>	<p>森林法 美しい森林づくり基盤整備交付金実施要綱 (国)</p>	<p>森林による二酸化炭素の吸収作用を保全し強化する重要性が増していることから、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」に基づく間伐等を支援する</p>	1/2		1/2		<p>①市町村有林の整備については、国の予算等貸付金債 (日本政策金融公庫貸付金 (公</p>	<p>法律補助</p>

			採択要件 「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」に基づき市町村が策定する特定間伐等促進計画において、事業主体とされていること 事業の区分 (1) 森林整備 地球温暖化防止をはじめとする森林の多面的機能の維持増進のための森林整備を実施する事業 (2) 地域創造型整備 特定間伐等の実施の促進のために必要な、市町村が提案する地域の想像力を活かした事業					有林整備事業)) 100% ② 特定間伐等促進計画に基づく事業の実施は助成に要する経費のうち、総務省令で定める経費については、一般補助施設等整備事業債(特定間伐等促進対策事業) 100% なお、①による起債の対象となる場合は、②による起債の対象とならない	
豊かな森づくり推進事業	森林所有者(市町村、中小企業基本法第2条に該当しない企業は除く)	豊かな森づくり推進事業実施要領(道)	ふるさとの山づくり総合計画に基づき伐採跡地等の確実な植林を目的として行う事業について、市町村が事業主体に対して補助する経費の一部を道が市町村に補助 1 事業内容 (1) 循環利用タイプ 小面積伐採跡地等の植林を目的として森林経営計画等に基づき行う事業 (2) 集約化促進タイプ 売買等により取得した伐採跡地等の植林を目的として森林経営計画等に基づき行う事業 2 採択要件 森林環境保全整備事業及び農山漁村地域整備交付金で補助対象とした造林事業		16/26	10/26		特定間伐等促進計画に基づく事業の助成に要する経費のうち、総務省令で定める経費については、一般補助施設等整備事業債(特定間伐等促進対策事業) 100%	予算補助
苗木安定供給推進事業 1 採種園等の造成・改良等事業 (1) 採種園等の造成・改良・機能向上 (2) 原種増殖施設等の整備	知事が実施主体として認める市町村 地方独立行政法人 認定特定増殖事業者 事業協同組合 事業協同組合連合会 農業協同組合 農業協同組合連合会 森林組合 生産森林組合 森林組合連合会 農事組合法人等 知事が実施主体として認める市町村 地方独立行政法人 認定特定増殖事業者等	網森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱(国) 優良種苗木生産推進対策実施要領(国) 林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領(国) 北海道苗木安定供給推進事業実施要領(道)	林業用優良種苗木の低コストかつ安定的な供給体制の構築を目的とした採種園の造成・改良等 (1) 補助対象経費 ア 造成費 支障木伐採・処理、整地・地拵え、採種木生産、採種木購入、植付、系統表示、造成地の簡易防護柵等に係る経費ただし、下刈り等の管理作業に係る経費は除く イ 改良費 既存採種木伐採・処理、地拵え、採種木生産、採種木購入、植付、系統表示、改良地の簡易防護柵等に係る経費ただし、下刈り等の管理作業に係る経費は除く ウ 機能向上費 枯死した採種木伐採・処理、整地・地拵え、採種木生産、採種木購入、採種木に適した樹型誘導のための整枝剪定、追肥、耕耘、着果促進のためのジベレリン散布等、日照確保のための支障木や張枝の除去、追加的な簡易防護柵、暴風雪施設、防護林造成等に係る経費 エ 消耗品費 当該事業を実施する際に要する雑費とし、その内容は、消耗品費 (2) 補助対象品種 花粉症対策に資する苗木 間伐等特措法第2条第2項に基づき農林水産大臣が指定した特定母樹 採種園等の造成に必要な原種苗木の増殖及び効率的な種穂の採取を行うことが出来る施設の整備を行う事業 (1) 補助対象経費 ア 施設整備費 ミニ植物工場、低温処理設備、ガラス温室、灌水、照明、気象観測設備等原種増殖のために必要な施設及び高所作業車、除草機材、種子乾燥機、種子保管庫等採穂採取を効率化するための経費 イ 消耗品費 当該事業を実施する際に要する雑費とし、その内容は、消耗品費	1/2以内		1/2			予算補助

2 コンテナ苗木生産基盤施設等整備事業	市町村		市町村がコンテナ苗木生産基盤施設等整備事業を行う実施主体に対して当該事業費を補助する場合における当該補助に要する経費 (1) 機械器具費 コンテナ苗木生産に必要な機械の導入に要する 経費 (2) 建物建築費及び構築物設置費 コンテナ苗木生産のための、倉庫、育苗促進施設等の整備に要する経費 (3) コンテナ苗木生産資材費 コンテナ苗木の育苗に必要な資材の調達に要する経費とし、資材導入及びその運送料に係る経費	1/2 以内					
クリーンラーチ苗木早期増産対策事業	認定特定増殖事業者	クリーンラーチ苗木早期増産対策事業実施要綱(道)	認定特定増殖事業者が実施するクリーンラーチ採種園における採種木への施肥及び下刈りに要する経費		1/2 以内	1/2			予算補助
森林保護事業	市町村 森林組合 森林所有者等	森林病虫害等防除法 森林病虫害等防除事業実施要領(国) 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱(国)	1 野ねずみ駆除 5ha以上 2 突発性森林病虫害駆除 5ha以上 3 その他松くい虫駆除 5m以上	3/8 1/2 1/2	1/8 1/2	1/2 1/2	国の予算等貸付金債(日本政策金融公庫貸付金(公有林整備事業)) 100%		法律補助 予算補助
エゾシカ森林被害防止強化対策事業	市町村 森林組合 森林所有者等 広域協議会(複数の市町村を含む)	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱(国) シカによる森林被害緊急対策事業実施要領(国)	【エゾシカ森林捕獲加速化事業】 エゾシカによる森林被害を防止するための誘き寄せ資材の設置等に対する助成 (1) 銃猟捕獲型 エゾシカを誘引する資材等の購入費、設置費等 (2) 生体捕獲型 囲いわなの設置に係る資機材購入費、設置費等 【シカによる森林被害緊急対策事業】 複数の市町村等から構成された広域協議会による、捕獲効率向上のための技能や技術を導入した広域的かつ計画的な捕獲の実践に対する助成 計画の策定、行動把握等調査、捕獲の実践、実施結果の検証費等	1/2 10/10		1/2			予算補助
森林整備事業(林道事業) 1 森林環境保全整備事業 (1) 森林資源循環利用林道整備事業	市町村 森林組合等	森林法 森林環境保全整備事業実施要綱(国)	森林の有する多面的機能の維持・増進、森林環境の保全を図るため、計画的に森林整備を進めるための路網の整備 ①事業内容 持続可能な林業経営の実現に向けて、効果的に林内路網を形成するため、特に効率的な施策が可能な森林の区域内又は、生産基盤強化区域内等において、主として森林施業のために利用する恒久的施設としての林業生産基盤整備道(木材流通の広域化や木材の大量運搬等に対応できる基幹となる林道であって、国の定める基準に適合するものをいう)等の整備 ②要件等 ア 林業生産基盤整備道開設 次の要件全てに該当するもの (7) 地域森林計画に記載された林道 (イ) 林道規程に規定する自動車道 (ロ) 開設効果指数が1.2以上であること、ただし、峰越連絡林道の幹線以外のものにあつては0.9以上 (イ) 利用区域内森林面積が50ha以上、かつ、全体計画延長が概ね1km以上。ただし、次のいずれかに該当する林道を除く(コスト削減等を目的として森林施業道等と一体的に路網を形成する場合、森林施業道等に係る利用区域内森				市町村が事業主体の場合 一般公共事業債 林道事業 90%		法律補助

ア 林業生産基盤整備道開設

区分	国	道	市町村等
過疎地域及び振興山村	50/100 (55/100)	1/100 (1/100)	49/100 (44/100)
その他	50/100	1/100	49/100

() は森林組合等が事業主体の場合

林面積と全体計画延長の合計により判断)

- a 次のいずれかに該当するものであって、利用区域内森林面積が30ha以上であり、かつ、全体計画延長が概ね0.8km以上
- (a) 長期育成循環型路網の支線の林道
 - (b) 過疎地域又は旧過疎地域で整備される林道
 - (c) 特定市町村又は準特定市町村で整備される林道
 - (d) 水源地域対策特措法に基づく水源地域で整備される林道
 - (e) 水源山地で複層林施業を行うための保安施設事業と林道の開設とを一体とした事業に係る林道、特定保安林の整備を行うための林道

b 長期育成循環型路網の幹線で、利用区域内森林面積が500ha以上であり、かつ、全体計画延長が概ね1km以上

c 峰越連絡林道にあっては、幹線は直接利用区域が500ha以上、その他は直接利用区域が100ha以上、開設効果指数が0.9以上、かつ、費用対効果指数が1.0以上であること

- (オ) 利用区域内森林面積に対し延べ面積で10%以上の森林において、森林の整備(地方単独事業等によるもの及び主伐を含む。)が計画されていること
- (カ) 峰越連絡林道については、開設に要する総事業費が2億4千万円以上であること、ただし、林道以外の道路施設と重複する路線は除外
- (キ) 林業生産基盤整備道の開設により、走行時間を開設前と比較して10%以上削減すること
- (ク) 中間土場を整備する場合については、開設に伴い発生する残土の処理にかかる費用と比較して、中間土場の整備にかかる費用が安価であること

イ 林業生産基盤整備道の改良及び既設林道の改良
次の要件全てに該当するもの。ただし、作業道の局部改良については、(ウ)に限る

- (7) 地域森林計画に記載された林道
- (イ) 林道規程に規定する自動車道の改良
- (ウ) 1箇所の事業費が900万円以上であること。ただし、舗装については、舗装に要する総事業費が2,400万円以上であること

(エ) 対象とする路線は幹線林道とその他の林道に区分することとし、それぞれの林道の区分ごとの利用区域内森林面積と改良効果指数がaの基準を満たすこと。ただし、舗装においては、対象とする路線の、その舗装される林道の利用区域内森林面積により、幹線林道とその他の林道に区分する。なお、複数の市町村等の事業主体が連携して連続する路線の事業計画を作成する場合にあっては、当該路線の全体を一路線として取り扱うものとし、また、林道の整備や利用区域内森林の整備に関連する市町村、森林組合等の関係者からなる協議会において、林道及び森林の整備の予定等について協議し、調整を行うこととする

a 利用区域内森林面積と改良効果指数の最低基準は、幹線林道にあっては、500ha(振興山村又は過疎地域は200ha)以上で、かつ、改良効果指数が1.2以上、効率的施業区域内については、50ha(振興山村又は過疎地域は30ha)以上で、かつ、改良効果指数が1.2以上、その他の林道にあってはそれぞれ50haと0.9とする

b 過疎地域及び旧過疎地域のものに係る路線の基準については、aの規定を準用するものとし、この場合において、「50ha」とあるのは「30ha」と読み替えるものとする

ウ 林業専用道開設

次の要件全てに該当するもの

- (7) 地域森林計画に記載された林道
- (イ) 林道規程に規定する自動車道の2級
- (ウ) 北海道が策定した林業専用道作設指針に適合すること
- (エ) 開設効果指数が0.9以上
- (オ) 利用区域内森林面積及び直接の対象となる森林の面積が10ha以上で、かつ、全体計画延長が0.2km以上
- (カ) 原則として当該路線の完成に伴い、当該路線を計画に含む森林経営計画等の計画区域内において、森林環境保全直接支援事業による間伐等を実施することが確実と見込まれること

イ 林業生産基盤整備道改良

区分	国	道	市町村等
幹線	50/100	1/100	49/100
その他	30/100	1/100	69/100
その他(舗装)	100/300	3/300	197/300

ウ 林業専用道開設

区分	国	道	市町村等
過疎地域及び振興山村	50/100 (55/100)	1/100 (1/100)	49/100 (44/100)
その他	50/100	1/100	49/100

() は森林組合等が事業主体の場合

エ 林業専用道改良

区分	国	道	市町村等
幹線	50/100	1/100	49/100
その他	30/100	1/100	69/100
その他(舗装)	100/300	3/300	197/300

オ 作業ポイント整備

カ 接続路整備

区分	国	道	市町村等
-	45/100	1/100	54/100

キ 路網計画策定

区分	国	道	市町村等
-	50/100	1/100	49/100

ク 施設集約化(撤去)

区分	国	道	市町村等
-	30/100	1/100	69/100

ケ 老朽化対策

区分	国	道	市町村等
健全度Ⅲ、Ⅳ	50/100	1/100	49/100
その他	30/100	1/100	69/100

個別施設計画における健全度Ⅲ又はⅣの施設

- (キ) 中間土場を整理する場合については、開設に伴い発生する残土の処理にかかる費用と比較して、中間土場の整備にかかる費用が安価であること
- エ 林業専用道改良
 - 次の要件全てに該当すること
 - (ア) 地域森林計画に計画が記載されていること
 - (イ) 1箇所の事業費が200万円以上
 - (ウ) 利用区域内森林面積及び直接の対象となる森林の面積が10ha以上
 - (エ) 改良効果指数が0.9以上
 - (オ) 幹線の基準は、イの(エ)に準ずる
- オ 作業ポイント整備
 - (ア) 1箇所当たりの用地面積及び取付道路等の規模は、利用計画、受益の範囲等からみて適正なものであること
 - (イ) 1箇所の事業費が900万円以上であること
- カ 接続路整備
 - (ア) 1箇所当たりの規模は、原則として、概ね50m程度であること
 - (イ) 1箇所の事業費が900万円以上であること
- キ 路網計画策定
 - (ア) 航空レーザー計測については、地域森林計画に記載する見込みのある林道の存する区域に係る市町村で実施すること
 - (イ) 航空レーザー計測の実施にかかる経費の算出については、森林土木事業標準歩掛表(測量試験)に準ずること
 - (ウ) 航空レーザー計測における照射密度は1㎡当たり4点以上とする
 - (エ) 航空レーザー計測の事業費は実施面積に1ha当たり5,000円を乗じた金額を上限とすること
 - (オ) 航空レーザー計測の1地区当たりの計測規模は概ね10,000ha以上であること
- ク 施設集約化(撤去)
 - (ア) 林道施設の集約化に伴って実施するすい道、橋梁等の林道施設の撤去であること
 - (イ) 長有林林道台帳について規定する林道台帳に登載された林道に設置されている林道施設であること
 - (ウ) 個別施設計画に基づき実施する林道施設の撤去であること
 - (エ) 撤去対象のすい道、橋梁等の林道施設を含む林道又は集約先の林道施設を含む林道において、林道施設の機能の集約化を目的とした林業生産基盤整備道整備又は林業専用道整備を併せて実施すること
 - (オ) 撤去を行う林道施設の管理者が、都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会であること
- ケ 老朽化対策
 - 事業費が40万円以上であること
- コ 機能回復
 - (ア) 効率的施業区域内等であること
 - (イ) 橋梁、すい道、排水施設、路面等の機能の回復であること
 - (ウ) 事業費が40万円以上であること

コ 機能回復

区分	国	道	市町村等
—	50/100	1/100	49/100

(2) 山村強靱化林道整備事業

①事業内容

持続的な林業経営の実現に向けて、幹線となる林道の強靱化を進めるため、森林の適正な整備及び保全からみて利用区域の幹線となる路線であり、かつ、事業着手時から供用開始までの間に地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において代替路として位置付けられる山村強靱化林道（効率的な森林施業、木材の大量運搬等に対応し、山村の強靱化にも資する基幹となる林道であって、国の定める基準に適合するものをいう）等の整備

②事業要件等

- ア 山村強靱化林道開設
- (1) 「森林資源循環利用林道整備事業」におけるア「林業生産基盤整備道開設」の(7)～(9)の(キ)を除く全ての要件に該当するもの
- イ 山村強靱化林道改良
- 次の要件全てに該当するもの
- (7) 地域森林計画に記載された林道
- (イ) 林道規程に規定する自動車道の改良
- (ウ) 局部改良及び法面保全については、1箇所あたりの事業費が200万円以上、そのほかの改良については、1箇所の事業費が900万円以上であること。ただし、舗装については、舗装に要する総事業費が3,000万円以上であること
- (イ) 対象とする路線は幹線林道とその他の林道に区分することとする。なお、複数の市町村等の事業主体が連携して連続する路線の事業計画を作成する場合にあたっては、当該路線の全体を一路線として取り扱うものとし、また、林道の整備や利用区域内森林の整備に関連する市町村、森林組合等の関係者からなる協議会等において、林道及び森林の整備の予定等について協議し、調整を行うこととする
- ア 利用区域内森林面積と改良効果指数の最低基準は、それぞれ50haと0.9とする
- イ 過疎地域及び旧過疎地域のものに係る路線の基準については、aの規定を準用する。この場合において、「50ha」とあるのは「30ha」と読み替えるものとする
- ウ 作業ポイント整備
- (7) 1箇所当たりの用地面積及び取付道路等の規模は、利用計画、受益の範囲等からみて適正なものであること
- (イ) 1箇所の事業費が900万円以上であること
- エ 接続路整備
- (7) 1箇所当たりの規模は、原則として、概ね50m程度であること
- (イ) 1箇所の事業費が900万円以上であること
- オ 路網計画策定
- (7) 航空レーザ計測については、地域森林計画に記載する見込みのある林道の在する区域に係わる市町村で実施すること
- (イ) 航空レーザ計測の実施にかかる経費の算出については、森林土木事業標準歩掛表（測量試験）に準ずること
- (ウ) 航空レーザ計測における照射密度は1m²当たり4点以上とする
- (イ) 航空レーザ計測の事業費は、実施面積に1ha当たり5,000円を乗じた金額を上限とする
- (ウ) 航空レーザ計測の1地区当たりの計測規模は概ね10,000ha以上であること
- カ 施設集約化（撤去）
- (7) 林道施設の集約化に伴って実施するずい道、橋梁等の林道施設の撤去であること
- (イ) 民有林道台帳についてに規定する林道台帳に登載された林道に設置されている林道施設であること
- (ウ) 個別施設計画に基づき実施する林道施設の撤去であること
- (イ) 撤去対象のずい道、橋梁等の林道施設を含む林道又はは集約先の林道施設を含む林道において、林道施設の機能の集約化を目的とした林業生産基盤整備道整備又は林業専用道整備を併せて実施すること
- (ウ) 撤去を行う林道施設の管理者が、都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会であること
- キ 老朽化対策
- 事業費が40万円以上であること

ア 山村強靱化林道開設

- (1) 「森林資源循環利用林道整備事業」に同じ。

イ 山村強靱化林道改良

区分	国	道	市町村等
幹線	50/100	1/100	49/100
その他	30/100	1/100	69/100
その他（舗装）	100/300	3/300	197/300

※幹線については公道等に2箇所以上接続すること

ウ 作業ポイント整備

- (1) 「森林資源循環利用林道整備事業」に同じ。

エ 接続路整備

- (1) 「森林資源循環利用林道整備事業」に同じ。

オ 路網計画策定

- (1) 「森林資源循環利用林道整備事業」に同じ。

カ 施設集約化（撤去）

- (1) 「森林資源循環利用林道整備事業」に同じ。

キ 老朽化対策

- (1) 「森林資源循環利用林道整備事業」に同じ。

(3) 林業専用道整備事業	市町村 森林組合等	森林法 農山漁村地域整備交付金交付要綱(国)
(4) 林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業		
2 農山漁村地域整備交付金事業		
(1) 育成林整備事業	市町村 森林組合等	森林法 農山漁村地域整備交付金交付要綱(国)

<p>①事業内容 持続可能な林業経営の実現に向けて、丈夫で簡易な、使いやすい道づくりを進めるため、主として森林施業のために利用する恒久的施設としての林業専用道(普通自動車(10t積程度のトラック)や林業用車両(大型ホイールタイヤフォワーダ等)が走行可能な構造を有し、林内の木材輸送の中核的な役割を果たす林道であって、北海道が策定した林業専用道作設指針に適合するものをいう)等の整備</p> <p>②事業要件等 ア 林業専用道開設 (1)「森林資源循環利用林道整備事業」におけるウ「林業専用道開設」(7)～(カ)の要件に該当するもの</p> <p>イ 林業専用道改良 (1)「森林資源循環利用林道整備事業」におけるエ「林業専用道等改良」(7)～(イ)の要件に該当するもの</p> <p>ウ 作業ポイント整備 前記事業名欄(1)「森林資源循環利用林道整備事業」におけるオ「作業ポイント整備」(7)の要件に該当するもの。</p> <p>エ 接続路整備 前記事業名欄(1)「森林資源循環利用林道整備事業」におけるカ「接続路整備」(7)の要件に該当するもの。</p> <p>①事業内容 環境被害等を未然に防止し、林道施設を適切に管理するための林道施設の塗膜に含まれるポリ塩化ビフェニルの調査、処理等</p> <p>②採択要件等 ア PCBの濃度分析調査 昭和41年から昭和49年までの期間にPCBを含む塗料による塗装が行われた恐れがある林道施設であること</p> <p>イ PCBの処理等 PCBを含む塗料による塗装が行われた林道施設であること</p> <p>林業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援し、競争力強化と国土強靱化を図るための路網整備</p> <p>① 事業内容 育成林の整備の推進を図るとともに生活環境の改善にも資するために必要な路網の整備を行う</p> <p>② 事業要件等 ア 森林管理道開設 次の要件のうち(カ)を除く全てに該当すること。ただし、峰越連絡林道については、次の要件のうち(イ)を除く全てに該当すること</p>	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>道</th> <th>市町村等</th> </tr> <tr> <td>過疎地域及び振興山村</td> <td>50/100 (55/100)</td> <td>1/100 (1/100)</td> <td>49/100 (44/100)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>50/100</td> <td>1/100</td> <td>49/100</td> </tr> </table> <p>()は森林組合等が事業主体の場合</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>道</th> <th>市町村等</th> </tr> <tr> <td>改良</td> <td>30/100</td> <td>1/100</td> <td>69/100</td> </tr> <tr> <td>舗装</td> <td>100/300</td> <td>3/300</td> <td>197/300</td> </tr> </table> <p>ウ 作業ポイント整備 エ 接続路整備</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>道</th> <th>市町村等</th> </tr> <tr> <td>—</td> <td>45/100</td> <td>1/100</td> <td>54/100</td> </tr> </table> <p>林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>道</th> <th>市町村等</th> </tr> <tr> <td>—</td> <td>50/100</td> <td>1/100</td> <td>49/100</td> </tr> </table>	区分	国	道	市町村等	過疎地域及び振興山村	50/100 (55/100)	1/100 (1/100)	49/100 (44/100)	その他	50/100	1/100	49/100	区分	国	道	市町村等	改良	30/100	1/100	69/100	舗装	100/300	3/300	197/300	区分	国	道	市町村等	—	45/100	1/100	54/100	区分	国	道	市町村等	—	50/100	1/100	49/100
区分	国	道	市町村等																																						
過疎地域及び振興山村	50/100 (55/100)	1/100 (1/100)	49/100 (44/100)																																						
その他	50/100	1/100	49/100																																						
区分	国	道	市町村等																																						
改良	30/100	1/100	69/100																																						
舗装	100/300	3/300	197/300																																						
区分	国	道	市町村等																																						
—	45/100	1/100	54/100																																						
区分	国	道	市町村等																																						
—	50/100	1/100	49/100																																						

<p>ア 林業専用道開設</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>道</th> <th>市町村等</th> </tr> <tr> <td>過疎地域及び振興山村</td> <td>50/100 (55/100)</td> <td>1/100 (1/100)</td> <td>49/100 (44/100)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>50/100</td> <td>1/100</td> <td>49/100</td> </tr> </table> <p>()は森林組合等が事業主体の場合</p> <p>イ 林業専用道改良</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>道</th> <th>市町村等</th> </tr> <tr> <td>改良</td> <td>30/100</td> <td>1/100</td> <td>69/100</td> </tr> <tr> <td>舗装</td> <td>100/300</td> <td>3/300</td> <td>197/300</td> </tr> </table> <p>ウ 作業ポイント整備 エ 接続路整備</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>道</th> <th>市町村等</th> </tr> <tr> <td>—</td> <td>45/100</td> <td>1/100</td> <td>54/100</td> </tr> </table> <p>林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>道</th> <th>市町村等</th> </tr> <tr> <td>—</td> <td>50/100</td> <td>1/100</td> <td>49/100</td> </tr> </table>	区分	国	道	市町村等	過疎地域及び振興山村	50/100 (55/100)	1/100 (1/100)	49/100 (44/100)	その他	50/100	1/100	49/100	区分	国	道	市町村等	改良	30/100	1/100	69/100	舗装	100/300	3/300	197/300	区分	国	道	市町村等	—	45/100	1/100	54/100	区分	国	道	市町村等	—	50/100	1/100	49/100	<p>法律補助</p>
区分	国	道	市町村等																																						
過疎地域及び振興山村	50/100 (55/100)	1/100 (1/100)	49/100 (44/100)																																						
その他	50/100	1/100	49/100																																						
区分	国	道	市町村等																																						
改良	30/100	1/100	69/100																																						
舗装	100/300	3/300	197/300																																						
区分	国	道	市町村等																																						
—	45/100	1/100	54/100																																						
区分	国	道	市町村等																																						
—	50/100	1/100	49/100																																						

市町村が事業主体の場合
一般公共事業債

林道事業
90%

- (7) 地域森林計画に記載された林道
- (イ) 林道規程に規定する自動車道
- (ウ) 開設効果指数が0.9以上(ただし、防火林道には適用せず、峰越連絡林道の幹線は1.2以上)
- (イ) 利用区域内森林面積が50ha以上、かつ、全体計画延長が概ね1km以上(ただし、次のいずれかに該当する林道を除く(コスト縮減等を目的として森林施業道等と一体的に路網を形成する場合、森林施業道等に係る利用区域内森林面積と全体計画延長の合計により判断)
 - a 次のいずれかに該当するものは、利用区域内森林面積が30ha以上、かつ、全体計画延長が概ね0.8km以上
 - (a) 長期育成循環型路網の支線の林道
 - (b) 過疎地域、旧過疎地域で整備される林道
 - (c) 特定市町村又は準特定市町村で整備される林道。
 - (d) 水源地域対策特別特措法に基づく水源地域で整備される林道
 - (e) 水源山地において複層林施業を行うための保安施設事業と林道の開設とを一体とした事業に係る林道及び特定保安林の整備を行うための林道
 - b 長期育成循環型路網の幹線にあっては、利用区域内森林面積が500ha以上、かつ、全体計画延長が概ね1km以上
 - c 峰越連絡林道にあっては、幹線は直接利用区域が500ha以上。その他は100ha以上
- (ウ) 利用区域内森林面積に対し延べ面積で10%以上に相当する森林において、森林の整備(地方単独事業等によるもの及び主伐を含む)が計画されていること
- (イ) 峰越連絡林道については、開設に要する総事業費が2億4千万円以上(ただし、林道以外の道路施設と重複する路線は除外)

- イ 林業専用道開設
 - 次の要件全てに該当するもの
 - (7) 地域森林計画に記載された林道
 - (イ) 林道規程に規定する自動車道の2級
 - (ウ) 北海道が策定した林業専用道作設指針に適合
 - (イ) 開設効果指数が0.9以上
 - (イ) 利用区域内森林面積及び直接の対象となる森林の面積が10ha以上で、かつ、全体計画延長が0.2km以上

- ウ 森林施業道開設
 - 次の要件全てに該当するもの
 - (7) 地域森林計画に記載された林道
 - (イ) 林道規程に規定する自動車道の3級
 - (ウ) 開設効果指数が0.9以上
 - (イ) 利用区域内森林面積及び直接の対象となる森林の面積が10ha以上で、かつ、全体計画延長が0.2km以上
 - ただし、利用区域内の森林が、「多様な森林整備のための集約化の促進について」に基づき、市町村等が設定した施業の集約化の必要な森林の区域内に含まれ、かつ、1区域の面積が50ha以上(【森林管理道開設】の(イ)のaの(b)に該当するもの、森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づく施業が計画されているものについては30ha以上)である場合は、(イ)に掲げる要件のうち、「自動車道3級」とあるのは「自動車道の2級又は3級」と読み替えるものとする

《地域連携整備》
 森林管理道、林業専用道及び森林施業道の開設について、複数の市町村等の事業主体が連携して連続する路線の事業計画を作成する場合にあっては、当該路線の全体を一路線として取り扱う。なお、この場合には、林道の整備や利用区域内森林の整備に関連する市町村、森林組合等の関係者からなる協議会等において、林道及び森林整備の予定等について協議し、調整を行うこととする

- エ 作業ポイント整備
 - 1箇所当たりの用地面積及び取付道路等の規模は、利用計画、受益の範囲等からみて適正なものであること

- オ 接続路整備
 - 1箇所当たりの規模が、原則として、概ね50m程度

- ア 森林管理道開設
- イ 林業専用道開設
- ウ 森林施業道開設

区分	国	道	市町村等
過疎及び振興山村地域の森林造成林道、複層林施業等	55/100 (60/100)	1/100 (1/100)	44/100 (39/100)
過疎地域及び振興山村	50/100 (55/100)	1/100 (1/100)	49/100 (44/100)
その他	50/100	1/100	49/100

() は森林組合等が事業主体の場合

- エ 作業ポイント整備
- オ 接続路整備

区分	国	道	市町村等
-	45/100	1/100	54/100

(2) 共生環境整備事業

市町村
森林組合等

【森林空間総合整備事業】

- ① 事業内容
公益的機能別施業森林区域内に存する森林であって、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画に定められている森林において、不特定多数の者を対象とする森林環境教育、健康づくり等の森林利用に対応した多様な森林整備を行う
- ② 事業要件等
ア 森林管理道開設
(1) 「育成林整備事業」における②のア「森林管理道開設」(7)～(h)の要件に該当するもの
- イ 森林管理道等改良
次の要件全てに該当するもの
(7) 地域森林計画に記載された林道
(4) 林道規程に規定する自動車道の改良
(7) 1箇所の事業費が900万円以上（舗装については、総事業費が2,400万円以上）
(イ) 改良効果指数
幹線 1.2以上
その他 0.9以上
(オ) 利用区域内森林面積
幹線 500ha以上（振興山村、過疎地域は200ha以上）
その他 50ha以上（振興山村、過疎地域は30ha以上）
(カ) 交通安全施設の設置を幹線林道以外の林道において実施する場合については、過去に重大な交通事故が発生した路線又は重大な交通事故防止上必要と認められる路線を対象とする

【絆の森整備事業】

- ① 事業内容
身近な森林に対する市民の関心の高まりや、森林をフィールドとした市民活動の広がりに対応するため、市民の参加による森林整備や野生動物との共存のための森林整備を行う
- ② 事業要件等
ア 森林管理道開設
(1) 「育成林整備事業」における②のア「森林管理道開設」(7)～(カ)の要件に該当するもの

(3) 林道改良事業

市町村
森林組合等

- ① 事業内容
林道の機能向上を図るため、既設林道及び作業道について、輸送力の向上及び安全確保を図るとともに、自然環境の保全などの社会要請に対応するため、局部的構造の改良等を実施する
- ② 採択要件等
ア 林道改良
(2) 「共生環境整備事業」【森林空間総合整備事業】における②のイ「森林管理道等改良」(7)～(オ)の全ての要件に該当するもの

ア 森林管理道開設

区分	国	道	市町村等
過疎及び振興山村地域の森林造成林道、複層林施業等	55/100 (60/100)	1/100 (1/100)	44/100 (39/100)
過疎地域及び振興山村	50/100 (55/100)	1/100 (1/100)	49/100 (44/100)
その他	50/100	1/100	49/100

() は森林組合等が事業主体の場合

ア 林道改良

区分	国	道	市町村等
幹線	50/100	1/100	49/100
その他	30/100	1/100	69/100
その他（舗装）	100/300	3/300	197/300

日本海溝・千島海溝地震特別措置法第11条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される災害避難施設（避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る）の整備を行うものについては事業費の2/3

(4) 林道点検診断 ・保全整備事業	市町村 森林組合等	① 事業内容 既設の林道について、トンネルや橋梁等の点検診断、補修及び更新等を実施する ② 事業要件等 1 箇所当たりの事業費は 40 万円以上 900 万円未満。ただし、点検診断はこの限りではない 保線整備は、森林環境保全整備事業の老朽化対策の対象となるものを除く	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>道</th> <th>市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>50/100</td> <td>1/100</td> <td>49/100</td> </tr> </tbody> </table>	区分	国	道	市町村等	—	50/100	1/100	49/100	ア 森林基幹道開設 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>道</th> <th>市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>50/100 (65/100)</td> <td>1/100 (1/100)</td> <td>49/100 (34/100)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	国	道	市町村等	—	50/100 (65/100)	1/100 (1/100)	49/100 (34/100)	() は森林組合等が事業主体の場合	イ 森林基幹道改良 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>道</th> <th>市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幹線</td> <td>50/100</td> <td>1/100</td> <td>49/100</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>30/100</td> <td>1/100</td> <td>69/100</td> </tr> <tr> <td>その他 (舗装)</td> <td>100/300</td> <td>3/300</td> <td>197/300</td> </tr> </tbody> </table>	区分	国	道	市町村等	幹線	50/100	1/100	49/100	その他	30/100	1/100	69/100	その他 (舗装)	100/300	3/300	197/300	日本海溝・千島海溝地震特別措置法第 11 条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される災害避難施設(避難広場、避難歩道、誘導灯及び転落防止柵に限る)の整備を行うものについては事業費の 2/3	ウ 林業施設用地整備 エ 作業ポイント整備 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>道</th> <th>市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>50/100</td> <td>1/100</td> <td>49/100</td> </tr> </tbody> </table>	区分	国	道	市町村等	—	50/100	1/100	49/100	(5) フォレスト・コミュニティ総合整備事業	市町村 森林組合等	① 事業内容 森林整備の基盤となり、生活環境の改善にも資する骨格的な林道等の整備や林業施設の基盤整備を行う ② 事業要件等 ア 森林基幹道開設 次の要件全てに該当する林道の新設又は改築 (7) 地域森林計画に記載された林道 (イ) 林道規程に規定する自動車道 (ウ) 森林法施行令別表第 3 及び別表第 4 の 1 の (1) に該当する林道 (エ) 全体計画延長が概ね 5 km 以上の林道(利用区域面積が 1,000ha 以上の林道については、概ね 7 km 以上) (オ) 複数の市町村等の事業主体が連携して連続する路線の事業計画を作成する場合にあたっては、当該路線の全体を一路線として取り扱い、林道の整備や利用区域内森林の整備に関連する市町村、森林組合等の関係者からなる協議会において、林道及び森林の整備の予定等について協議し、調整を行うこと イ 森林基幹道改良 森林基幹道の局部的改良等で、(2)「共生環境整備事業」【森林空間総合整備事業】における②のイ「森林管理道等改良」の(7)～(カ)に掲げる全ての要件に該当するもの ウ 林業施設用地整備 1 箇所当たりの用地の面積は、原則として 200㎡以上とし、建物の用に供する場合の用地の面積は、建物敷の概ね 3 倍以内 エ 作業ポイント整備 1 箇所当たりの用地面積及び取付道路等の規模は、利用計画、受益の範囲等からみて適正なものであること	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>道</th> <th>市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>過疎地域及び振興山村</td> <td>50/100</td> <td>1/100</td> <td>49/100</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>45/100</td> <td>1/100</td> <td>54/100</td> </tr> </tbody> </table>	区分	国	道	市町村等	過疎地域及び振興山村	50/100	1/100	49/100	その他	45/100	1/100	54/100	3 地方創生道整備交付金事業 (1) 育成林整備事業 (2) 共生環境整備事業 (3) 林道改良事業 (4) 林道点検診断・保全整備事業 (5) フォレスト・コミュニティ総合整備事業	市町村	地域再生法 地方創生道整備推進交付金交付要綱(国)	市町村が作成する地域再生計画に基づき、地域における就業機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備のための基盤となる市町村道・広域農道・林道の 2 種類以上の施設を連携して、一体的に整備することにより地域再生を図る <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content;"> 前記「農山漁村地域整備交付金事業」(林道事業) に準ずる </div>	法律補助
区分	国	道	市町村等																																																																		
—	50/100	1/100	49/100																																																																		
区分	国	道	市町村等																																																																		
—	50/100 (65/100)	1/100 (1/100)	49/100 (34/100)																																																																		
区分	国	道	市町村等																																																																		
幹線	50/100	1/100	49/100																																																																		
その他	30/100	1/100	69/100																																																																		
その他 (舗装)	100/300	3/300	197/300																																																																		
区分	国	道	市町村等																																																																		
—	50/100	1/100	49/100																																																																		
区分	国	道	市町村等																																																																		
過疎地域及び振興山村	50/100	1/100	49/100																																																																		
その他	45/100	1/100	54/100																																																																		

<p>林業・木材産業生産基盤強化対策事業</p> <p>1 間伐材生産</p> <p>2 路網整備・機能強化対策</p>	<p>市町村 選定経営体 森林整備法人等</p>	<p>森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付要綱(国)</p> <p>林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領(国)</p>	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 間伐材生産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不用木の除去(侵入竹を含む) ・不良木の淘汰(育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう) ・支障木やあばれ木等の伐倒 ・造材 ・集材 ・搬出、集積及び積込 ・その他附帯施設整備 <p>(2) 関連条件整備活動(間伐材生産と一体的に実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象森林の調査及び森林所有者の同意取付等 ・森林作業道の整備 ・鳥獣害防止施設 <p>2 採択基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産基盤強化区域又は効率的施業区域において行われるものであること ・1施業地は0.1ha以上 ・事業実施面積の過半から搬出すること <p>1 事業内容</p> <p>意欲と能力のある林業経営体に森林の経営・管理を集積・集約化するとともに、川上から川下までの連携による生産・加工・流通コストの一体的な削減を図るための路網整備</p> <p>(1) 林業専用道(規格相当)の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作設 ・補強 ・点検診断 ・調査設計 ・現場技術業務委託費 <p>(2) 森林作業道の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作設 ・補強 <p>(3) 林道等の機能強化</p> <p>路網の機能を緊急に強化するため、生産基盤強化区域若しくは効率的施業区域の区域内に設置されている又は当該生産基盤強化区域若しくは効率的施業区域と製材工場等を結ぶ既設の林道、既設林業専用道、既設林業専用道(規格相当)及び本事業で開設する林業専用道(規格相当)に対して機能強化を実施</p> <p>(4) 森林作業道の機能強化</p> <p>路網の機能を緊急に強化するため、生産基盤強化区域若しくは効率的施業区域に全部又は一部含まれる既設森林作業道に対して機能強化を実施</p> <p>(5) 林業専用道(規格相当)の復旧</p> <p>地域材の安定供給及び森林整備の効率的かつ円滑な実施を図るため、自然災害により被災した既設林業専用道(規格相当)に対して復旧を実施</p> <p>(4) (6) 関連条件整備活動(林業専用道(規格相当)整備、森林作業道整備と一体的に実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象森林の調査及び森林所有者の同意取付等 <p>2 採択基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産基盤強化区域内若しくは効率的施業区域において行われるものであり、かつ、北海道、市町村、森林整備法人等及び選定経営体による間伐等が計画されていること。ただし、点検診断においては、当該生産基盤強化区域内若しくは効率的施業区域の林道施設のほか、当該生産基盤強化区域内若しくは効率的施業区域の林業生産基盤整備道等を通過し、木材の輸送経路となっている生産基盤強化区域外若しくは効率的施業区域外の林道施設も対象とする ・知事が定める林業専用道及び森林作業道の作設に関する指針等の基準を満たすものであること 	<p>定額(国費)</p> <p>(1) 間伐材生産(間接費を除く)</p> <table border="1" data-bbox="1191 156 1724 279"> <tr> <td rowspan="2">搬出材積</td> <td>30 m未満</td> <td>税抜</td> <td>201,000 円/ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td>税込</td> <td>222,000 円/ha</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">30~50 m未満</td> <td></td> <td>税抜</td> <td>287,000 円/ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td>税込</td> <td>315,000 円/ha</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">50 m以上</td> <td></td> <td>税抜</td> <td>388,000 円/ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td>税込</td> <td>427,000 円/ha</td> </tr> </table> <p>(その他附帯施設整備を含む)</p> <p>(2) 関連条件整備活動</p> <p>① 対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等 18,500 円/ha</p> <p>② 森林作業道の整備 2,000 円/m</p> <p>③ 鳥獣害防止施設 標準単価の1/2</p> <p>※市町村等負担額は、事業費から補助額を差し引いた額</p> <p>(1) 林業専用道(規格相当)整備</p> <table border="1" data-bbox="1191 699 1706 817"> <thead> <tr> <th>地形区分</th> <th>A (15度未満)</th> <th>B (15度以上 25度未満)</th> <th>C (25度以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額(国費)</td> <td>32,000 円</td> <td>35,000 円</td> <td>27 38,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 森林作業道整備 2,000 円/m</p> <p>(3) 林道等の機能強化 事業費の1/2以内</p> <p>(4) 森林作業道の機能強化 事業費の1/2以内</p> <p>(5) 林業専用道(規格相当)の復旧 1/2以内</p> <p>(4) (6) 関連条件整備活動 18,500 円/ha</p> <p>※市町村等負担額は、事業費から補助額を差し引いた額</p>	搬出材積	30 m未満	税抜	201,000 円/ha		税込	222,000 円/ha	30~50 m未満		税抜	287,000 円/ha		税込	315,000 円/ha	50 m以上		税抜	388,000 円/ha		税込	427,000 円/ha	地形区分	A (15度未満)	B (15度以上 25度未満)	C (25度以上)	定額(国費)	32,000 円	35,000 円	27 38,000 円	<p>予算補助</p>
搬出材積	30 m未満	税抜	201,000 円/ha																															
		税込	222,000 円/ha																															
30~50 m未満		税抜	287,000 円/ha																															
		税込	315,000 円/ha																															
50 m以上		税抜	388,000 円/ha																															
		税込	427,000 円/ha																															
地形区分	A (15度未満)	B (15度以上 25度未満)	C (25度以上)																															
定額(国費)	32,000 円	35,000 円	27 38,000 円																															

北海道低コスト再造林対策事業	市町村 選定経営体 森林整備法人等	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱(国) 林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領(国)	1 事業内容 (1) 低コスト造林の支援 ・一貫作業システム ・低コスト造林 ・下刈り (2) 機械器具の整備 ・機械器具の購入、賃借、運送料 (3) 関連条件整備活動 低コスト造林の支援と一体的に実施する ・対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等 ・再造林推進に向けた長期受委託契約や基金造成等の事務経費等 ・森林作業道の整備 ・鳥獣害防止施設等の整備 2 採択基準 ・従来の造林に比べ、効率化・低コスト化が図られると期待される技術を導入するものであること ・一貫作業システムは、集材と植栽の両方を実施した場合のみ支援対象とし、原則、集材と植栽の実施年度が同年度であること ・1 施行地は、0.1ha 以上	定額(国費) (1) 低コスト造林の支援 <table border="1" data-bbox="1191 151 1697 347"> <tr> <td rowspan="2">一貫作業システム</td> <td>効率化・低コスト化が図られた場合</td> <td>850,000円/ha</td> </tr> <tr> <td>効率化・低コスト化の達成が困難な場合</td> <td>638,000円/ha</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">低コスト造林</td> <td>効率化・低コスト化が図られた場合</td> <td>578,000円/ha</td> </tr> <tr> <td>効率化・低コスト化の達成が困難な場合</td> <td>433,000円/ha</td> </tr> <tr> <td>下刈り</td> <td>同一施行地における3回までの下刈り</td> <td>117,000円/ha</td> </tr> </table> (2) 機械器具の整備 <table border="1" data-bbox="1191 384 1576 464"> <tr> <td>効率化・低コスト化が図られた場合</td> <td>666,000円</td> </tr> <tr> <td>効率化・低コスト化の達成が困難な場合</td> <td>500,000円</td> </tr> </table> (3) 関連条件整備活動 <table border="1" data-bbox="1191 501 1771 740"> <tr> <td rowspan="2">森林所有者の同意取付け、長期受委託契約等の事務経費</td> <td>効率化・低コスト化が図られた場合</td> <td>24,600円/ha</td> </tr> <tr> <td>効率化・低コスト化の達成が困難な場合</td> <td>18,500円/ha</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">森林作業道の整備</td> <td>効率化・低コスト化が図られた場合</td> <td>2,600円/ha</td> </tr> <tr> <td>効率化・低コスト化の達成が困難な場合</td> <td>2,000円/ha</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鳥獣害防止施設等の整備</td> <td>効率化・低コスト化が図られた場合</td> <td>標準単価の2/3</td> </tr> <tr> <td>効率化・低コスト化の達成が困難な場合</td> <td>標準単価の1/2</td> </tr> </table> ※市町村等負担額は、事業費から補助額を差し引いた額	一貫作業システム	効率化・低コスト化が図られた場合	850,000円/ha	効率化・低コスト化の達成が困難な場合	638,000円/ha	低コスト造林	効率化・低コスト化が図られた場合	578,000円/ha	効率化・低コスト化の達成が困難な場合	433,000円/ha	下刈り	同一施行地における3回までの下刈り	117,000円/ha	効率化・低コスト化が図られた場合	666,000円	効率化・低コスト化の達成が困難な場合	500,000円	森林所有者の同意取付け、長期受委託契約等の事務経費	効率化・低コスト化が図られた場合	24,600円/ha	効率化・低コスト化の達成が困難な場合	18,500円/ha	森林作業道の整備	効率化・低コスト化が図られた場合	2,600円/ha	効率化・低コスト化の達成が困難な場合	2,000円/ha	鳥獣害防止施設等の整備	効率化・低コスト化が図られた場合	標準単価の2/3	効率化・低コスト化の達成が困難な場合	標準単価の1/2	予算補助
一貫作業システム	効率化・低コスト化が図られた場合	850,000円/ha																																			
	効率化・低コスト化の達成が困難な場合	638,000円/ha																																			
低コスト造林	効率化・低コスト化が図られた場合	578,000円/ha																																			
	効率化・低コスト化の達成が困難な場合	433,000円/ha																																			
下刈り	同一施行地における3回までの下刈り	117,000円/ha																																			
効率化・低コスト化が図られた場合	666,000円																																				
効率化・低コスト化の達成が困難な場合	500,000円																																				
森林所有者の同意取付け、長期受委託契約等の事務経費	効率化・低コスト化が図られた場合	24,600円/ha																																			
	効率化・低コスト化の達成が困難な場合	18,500円/ha																																			
森林作業道の整備	効率化・低コスト化が図られた場合	2,600円/ha																																			
	効率化・低コスト化の達成が困難な場合	2,000円/ha																																			
鳥獣害防止施設等の整備	効率化・低コスト化が図られた場合	標準単価の2/3																																			
	効率化・低コスト化の達成が困難な場合	標準単価の1/2																																			
林道施設災害復旧事業	市町村 森林組合等	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	(1) 事業内容 暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被災した地方公共団体、森林組合等が維持管理する林道施設を、原形に復旧する事業 (2) 国庫補助の対象となる林道 国庫補助の対象となる林道は、林地の利用又は保全上必要な公共的施設でなければならない。この場合の公共的施設である林道とは、市町村、森林組合等が維持管理するものをいう。ただし、次のものは国庫補助の対象から除外される (ア) 経済効果の小さいもの ・利用区域面積が30ha未満の林道 ・利用区域の立木材積が1,390m ³ 未満の林道 ・延長計画のないもので既設延長500m未満の林道 (イ) 維持工事とみるべきもの (ロ) 明らかに設計の不備又は工事の施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの (ハ) 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの (ニ) 災害復旧事業以外の事業の施工中に生じた災害に係るもの (ホ) 災害により搬出不能となった用薪材の量が550m ³ に満たない林道その他の農地等のうち、主務大臣の定める小規模な施設に係るもの (3) 国庫補助の対象となる災害 暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じた災害でなければならないと定められており、次のものは対象とならない ア 河川の出水による災害は、警戒水位未満の出水により生じた災害 イ 降雨による災害は、最大24時間雨量が80mm未満の降雨量により生じた災害 ウ 暴風による災害は、最大風速が15m未満の暴風により生じた災害	災害復旧事業債 現年災分 90% 過年災分 80%	法律補助																																

			(4) 国庫補助の対象となる災害復旧事業 1 箇所の工事の費用が 40 万円以上のもの。ただし、1 箇所とは、被災箇所が 150m 以内の間隔で連続しているものも含む (5) 「奥地幹線林道」と「その他の林道」の区分 ア 奥地幹線林道 (7) 利用区域の森林面積が 500ha 以上ある路線 (イ) 奥地幹線林道として災害復旧事業費を決定したことがある路線。ただし、利用区域の一部を土地収用法適用事業以外（ゴルフ場造成、別荘用地造成、レクリエーション用地等）の目的に転用され、利用区域面積が 500ha 未満となった場合を除く (ウ) 全幅員が 3m 以上ある路線 イ その他林道 アに該当する路線以外	65/100 50/100		35/100 35/100			
--	--	--	---	----------------------	--	----------------------	--	--	--

所管部課名 水産林務部 林務局 治山課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
小規模治山事業	市町村	北海道小規模治山等補助事業実施要領（道）	1 箇所の事業費が 1,000 万円以上の小規模荒廃地復旧工事であって、次の各号の一に該当するもの ア 人家、道路に被害を与え、又は与えると認められるもの イ 農地 2ha 未満に被害を与え、又は与えると認められるもの		1 / 2	1 / 2		一般単独事業債 ・防災対策事業債（自然災害防止事業） ・緊急自然災害防止対策事業債 100%		予算補助
林地崩壊防止事業	市町村	林地崩壊防止事業実施要綱（国） 林業関係事業補助金等交付要綱（国） 北海道小規模治山等補助事業実施要領（道）	次の各号のいずれかに掲げる要件に該当する市町村は、激甚災害に伴い発生し、又は拡大した林地の崩壊で、これを放置するときは 2 戸以上の人家又は公共施設に直接被害を与えるおそれがあると認められるものに係る林地の保全上必要な施設の新設に関する事業のうち、一箇所の事業費が 200 万円以上の事業（以下、「林地崩壊防止事業」という）を行うことができる。 1 その年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までに発生した激甚災害に伴い発生し、又は拡大した林地の崩壊に係る林地崩壊防止事業の事業費の総額が 300 万円を超える市町村 2 1 の総額が新年度の標準税収入の 10% を超える市町村	5 / 10	3 / 10	2 / 10				予算補助
災害関連山地災害危険地区対策事業	市町村	災害関連山地災害危険地区対策事業実施要領（国） 林業関係事業補助金等交付要綱（国） 北海道小規模治山等補助事業実施要領（道）	事業の採択基準は、次のとおりとする。 1 山地災害危険地区において、降雨等により発生した荒廃山地等について次期降雨等による荒廃の拡大又は土砂の流出等により人家、公共施設等に被害を与えるおそれがあると認められるもので、公共土木施設等の災害復旧事業等と並行して緊急に復旧・整備する必要のあるもののうち、次の各号の一に該当するもの (1) 重要な災害復旧工事の遂行に特に先行して施行する必要があるもの (2) 公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいもので、次の各号の一に該当するもの (ア) 鉄道、道路法（昭和 27 年法律 180 号）の適用を受ける道路、又は利用区域面積 500 ヘクタール以上の林道に被害を与えると認められるもの (イ) 官公署、学校又は病院等の公共の用に供する建物に被害を与えると認められるもの (ウ) その他の重要な公共施設に被害を与えると認められるもの	40/100 ～ 47.5/100	40/100 ～ 47.5/100	5/100 ～ 20/100				予算補助

			(工) 人家5戸以上に被害を与えると認められるもの (3) 前各号に掲げるもののほか、林野庁長官が認めるもの 2 次各号の一に該当するものは採択しないものとする。 (1) 1箇所の事業費が原則として200万円以下のもの (2) 林地崩壊防止事業が行われることが確実であると認められるもの (3) 鉱石若しくは土石の採取、土地造成等明らかに人為的な原因に基づく災害で、その原因者が明らかであるもの (4) 工事内容が崩壊土砂の排除のみであるもの (5) 工事の費用に比してその効果が著しく小さいもの 3 その年の1月1日から12月31日までの間に係る事業費が1市町村当り400万円以上とするものとする。							
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

所管部課名 水産林務部 森林環境局 森林活用課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
森林・山村多面的機能発揮対策推進事業	市町村	森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付等要綱（国）	市町村が活動組織に対し行う推進・指導等に要する経費の全部又は一部	定額					https://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteri.html	予算補助